

資 料 編

1 人口推計の内訳

人口の将来予測は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月策定，平成25年6月改定 環境省）」に基づきトレンド法により行い，一般的に推計計算に用いられている9つの推計式を用いて統計手法により推計した。

過去10年間の人口実績値を推計式に適用し，最小二乗法を用いて求め，相関係数が最も高いべき式を推計値として採用した。

人口実績 (単位：人)			人口推計式	
年度	人口 (人)		区分	推計式
	人口	増減数		
平成17年度	297,953	△ 2,468	1次式	$y = A + B \cdot t$
平成18年度	294,569	△ 3,384	2次式	$y = A + B \cdot t + C \cdot t^2$
平成19年度	291,310	△ 3,259	1次指数式	$y = A \cdot B^t$
平成20年度	287,958	△ 3,352	べき式	$y = y_0 + A (t - t_0)^B$
平成21年度	285,365	△ 2,593	ロジスティック式	$y = C / (1 + \exp(B - A \cdot t))$
平成22年度	282,892	△ 2,473	分数式	$y = A + B / t$
平成23年度	280,311	△ 2,581	ルート式	$y = A + B \sqrt{t}$
平成24年度	277,725	△ 2,586	対数式	$y = A + B \cdot \ln(t)$
平成25年度	275,139	△ 2,586	べき乗式	$y = A \cdot t^B$
平成26年度	272,146	△ 2,993		

※ y：人口，t：年度，A・B・C：パラメーター

人口推計式の相関係数

(単位：人)

年度	1次式	2次式	1次指数式	べき式	ロジスティック式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式
17	297,126	297,724	297,270	297,953	296,449	298,756	297,548	297,961	298,141
18	294,329	294,528	294,363	294,453	294,182	294,699	294,457	294,563	294,606
19	291,531	291,431	291,484	291,379	291,781	291,069	291,452	291,348	291,301
20	288,733	288,435	288,633	288,449	289,241	287,803	288,524	288,298	288,199
21	285,936	285,538	285,810	285,608	286,557	284,847	285,669	285,397	285,280
22	283,138	282,740	283,015	282,831	283,726	282,160	282,881	282,631	282,524
23	280,340	280,042	280,247	280,105	280,741	279,707	280,155	279,987	279,915
24	277,543	277,443	277,506	277,420	277,599	277,458	277,489	277,457	277,440
25	274,745	274,944	274,792	274,769	274,297	275,389	274,877	275,029	275,087
26	271,947	272,545	272,105	272,149	270,831	273,480	272,317	272,697	272,845
相関係数	0.998450	0.999460	0.998940	0.999630	0.993280	0.997040	0.999390	0.999480	0.999250

2 ごみの組成割合の内訳

※本項目の組成割合は、すべて重量比。

家庭系ごみの組成割合

(単位：%)

区 分		燃やせるごみ				燃やせないごみ					
		H23	H24	H25	平均	H23	H24	H25	平均		
容器包装潜在分 プラスチック	トレイ	0.11	0.36	0.17	0.21	0.00	0.02	0.03	0.02		
	包装フィルム・ラップ・袋類	1.92	1.10	1.06	1.36	0.00	0.65	0.09	0.25		
	パック・カップ類	0.23	1.00	0.19	0.47	0.47	0.00	0.00	0.16		
	ボトル類	0.19	0.25	0.21	0.22	1.78	1.46	0.83	1.35		
	発泡スチロール類	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	アルミとの複合素材	0.24	0.06	0.02	0.11	1.05	0.03	0.00	0.36		
	チューブ類	0.00	0.07	0.00	0.03	0.00	0.03	0.18	0.07		
	レジ袋	0.00	0.27	0.00	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00		
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
小 計		2.70	3.11	1.65	2.49	3.30	2.19	1.13	2.21		
缶びん潜在分 ペット	缶	スチール	0.00	0.00	0.01	0.00	1.11	1.60	0.12	0.94	
		アルミ	0.03	0.00	0.00	0.01	0.12	1.05	0.68	0.62	
	ガラスびん	0.04	0.00	0.00	0.01	6.17	7.31	8.18	7.22		
	ペットボトル	0.16	0.06	0.10	0.11	0.00	0.13	0.07	0.07		
小 計		0.23	0.06	0.11	0.13	7.40	10.09	9.05	8.85		
資源回収潜在分	ダンボール	0.15	0.65	0.00	0.27	0.01	0.00	0.00	0.00		
	紙パック	0.85	0.56	0.12	0.51	0.00	0.08	0.00	0.02		
	新聞	0.28	1.06	0.25	0.53	0.00	0.00	0.00	0.00		
	雑誌	3.18	0.57	0.00	1.25	0.00	0.00	0.00	0.00		
	その他紙	1.29	0.93	0.91	1.04	0.00	0.00	0.00	0.00		
小 計		5.75	3.77	1.28	3.60	0.01	0.08	0.00	0.02		
計		8.68	6.94	3.04	6.22	10.71	12.36	10.18	11.08		
ごみ	紙 類(資源化困難物)		17.66	17.92	22.83	19.47	0.61	0.79	0.45	0.62	
	厨芥類		53.34	48.80	50.81	50.98	0.73	0.00	0.00	0.24	
	草木類	50cm未満	1.42	3.48	2.02	2.31	0.00	0.60	0.00	0.20	
		50cm以上	0.00	1.10	0.00	0.37	0.00	0.09	0.00	0.03	
	金属類		0.03	0.01	0.02	0.02	19.91	18.90	14.35	17.72	
	エアゾール類		0.00	0.00	0.00	0.00	2.96	2.43	3.86	3.08	
	小型家電製品		0.00	0.00	0.00	0.00	15.20	21.03	20.84	19.02	
	プラスチック類	容器包装対象外	50cm未満	0.44	1.44	1.33	1.07	12.54	11.14	5.77	9.82
		50cm以上	0.61	0.00	0.00	0.20	1.06	0.94	0.00	0.67	
	容器包装での汚れもの		1.05	1.44	2.34	1.61	0.46	1.55	1.70	1.24	
	ゴム・皮革類		0.73	0.55	0.08	0.45	2.54	1.82	2.35	2.24	
	繊維類		10.62	11.35	9.64	10.54	2.50	2.15	1.06	1.90	
	ガラス類		0.00	0.00	0.00	0.00	26.16	19.43	32.00	25.86	
	レジ袋		1.27	0.37	1.21	0.95	0.55	0.04	0.15	0.25	
その他		4.15	6.60	6.68	5.81	4.07	6.73	7.29	6.03		
計		91.32	93.06	96.96	93.78	89.29	87.64	89.82	88.92		
合 計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00		

プラスチック容器包装（家庭系ごみ）の組成割合

(単位：%)

区 分		H23	H24	H25	平均	
プラスチック 容器包装分	分別基準適合物	88.72	82.70	88.69	86.70	
	レジ袋	1.27	2.00	1.07	1.45	
	小 計	89.99	84.70	89.76	88.15	
禁忌品・在宅 医療品	カミソリ, ナイフ, カッター等 (刃物)	0.00	0.00	0.00	0.00	
	使い捨てライター	0.00	0.00	0.00	0.00	
	電池	0.00	0.00	0.00	0.00	
	注射針	0.00	0.00	0.00	0.00	
	インスリン等の注射筒	0.00	0.00	0.00	0.00	
	点滴バッグ	0.00	0.00	0.00	0.00	
	カテーテル類	0.00	0.00	0.00	0.00	
小 計	0.00	0.00	0.00	0.00		
異 物	可燃ごみ	1.94	5.51	2.38	3.28	
	不燃ごみ	0.32	0.65	0.24	0.40	
	缶	スチール	0.03	0.43	0.00	0.15
		アルミ	0.03	0.00	0.10	0.04
	ガラスびん	0.00	0.09	0.29	0.13	
	ペットボトル	0.30	0.62	0.64	0.52	
	プラからペット移行したペットボトル	0.27	0.37	0.44	0.36	
	プラスチック・ビニール製品 (プラ容器に間違えやすいもの)	2.43	1.08	1.01	1.51	
	汚れたもの (食品残さが付着したもの)	4.69	6.55	5.14	5.46	
小 計	10.01	15.30	10.24	11.85		
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00		

事業系ごみの組成割合

(単位：%)

区 分			燃やせるごみ			燃やせないごみ	
			H25	H26	平均	H25	
容器包装潜在分 プラスチック	トレイ		0.00	0.01	0.01	0.00	
	包装フィルム・ラップ・袋類		0.27	1.01	0.64	6.32	
	パック・カップ類		0.13	0.05	0.09	0.06	
	ボトル類		0.29	0.15	0.22	0.76	
	発泡スチロール類		0.15	0.12	0.13	0.00	
	アルミとの複合素材		0.09	0.38	0.23	0.17	
	チューブ類		0.00	0.06	0.03	0.00	
	レジ袋		0.00	0.00	0.00	0.00	
	その他		0.01	0.10	0.06	0.00	
小 計			0.94	1.88	1.41	7.31	
缶 びん 潜在分	缶	スチール	0.03	0.04	0.04	1.66	
		アルミ	0.13	0.01	0.07	0.02	
	ガラスびん		0.07	0.09	0.08	6.28	
	ペットボトル		0.14	0.13	0.13	0.00	
	小 計			0.37	0.27	0.32	7.96
資源 回収 潜在分	ダンボール		0.21	1.12	0.66	0.00	
	紙パック		0.01	0.06	0.04	0.00	
	新聞		0.67	1.34	1.01	0.00	
	雑誌		1.53	1.37	1.45	0.00	
	その他紙		5.55	3.88	4.71	0.13	
小 計			7.97	7.77	7.87	0.13	
計			9.28	9.92	9.60	15.40	
ご み	紙 類(資源化困難物)		29.05	31.16	30.10	0.38	
	厨芥類		40.16	34.86	37.51	0.02	
	草木類	50cm未満	2.03	1.12	1.57	0.27	
		50cm以上	0.05	0.05	0.05	0.36	
	金属類		0.17	0.16	0.17	18.33	
	エアゾール類		0.00	0.00	0.00	1.32	
	小型家電製品		0.00	0.00	0.00	3.79	
	プラスチック類	容器包装 対象外	50cm未満	0.79	1.48	1.13	7.66
			50cm以上	0.00	0.01	0.01	1.23
		容器包装での汚れもの		11.40	13.77	12.58	0.22
	ゴム・皮革類		0.70	0.87	0.79	0.69	
	繊維類		1.95	1.88	1.92	0.14	
	ガラス類		0.00	0.00	0.00	45.86	
	レジ袋		0.94	0.48	0.71	0.50	
その他		3.48	4.24	3.86	3.83		
計			90.72	90.08	90.40	84.60	
合 計			100.00	100.00	100.00	100.00	

3 市民アンケートの調査結果

(1) 調査目的

本調査において、市民が感じている現在のごみ処理体制に対する意見やごみ処理に関する意識、関心およびニーズを把握し、第2次函館市一般廃棄物処理基本計画の見直しに際し、市民サービス向上のための基礎資料とすることを目的として実施した。

(2) 調査方法

- (ア) 調査地域 函館市全域
- (イ) 調査対象 平成25年5月末日現在の住民基本台帳に登録されている満18歳以上の市民
- (ウ) 標本数 2,000人
- (エ) 抽出方法 人口構成比から無作為抽出
- (オ) 調査方法 郵送配布～郵送回収方式
- (カ) 調査期間 平成25年6月28日～平成25年7月26日

(3) 回収結果

調査対象者2,000人に対して、回収数は835人で、回収率は41.8%であった。

年齢、性別で回収率が最も高かったのは、50代の女性で71.2%、次いで70代女性の56.6%となっており、最も低かったのは、40代の男性で17.9%という結果であった。

回収状況における年齢、性別の特性

区 分	配布数（人）			回収数（人）			回収率（平均）（％）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
18～29歳	118	122	240	36	45	81	30.5	36.9	33.8
30～39歳	131	138	269	32	57	89	24.4	41.3	33.1
40～49歳	140	158	298	25	87	112	17.9	55.1	37.6
50～59歳	140	163	303	29	116	145	20.7	71.2	47.9
60～69歳	179	215	394	61	121	182	34.1	56.3	46.2
70～79歳	121	173	294	58	98	156	47.9	56.6	53.1
80歳以上	64	138	202	23	47	70	35.9	34.1	34.7
計	893	1,107	2,000	264	571	835	29.6	51.6	41.8

(4) 調査結果の考察

(ア) ごみの減量やリサイクルについて

「関心がある」・「やや関心がある」と回答した方が89.9%であり、この結果から、ごみの減量やリサイクルへの関心が非常に高いことがわかった。

ごみの減量やリサイクルへの取組について実行しているものについては、「マイバッグを持参し、レジ袋を断る」で90.3%、「詰め替え商品の購入」で75.4%という結果であった。

生ごみの処理方法については、「全て収集に出している」が85.6%で大半を占めており、全部または一部を資源化していると回答した方は、14.1%という結果であるが、無回答者等の状況を考慮すれば、全市的には、一部の人を実施している状況がうかがえる。

(イ) 資源ごみについて

市の収集品目である缶、びん、ペットボトル、プラ容器の排出方法については、市の収集で排出している割合は、缶を除き90%以上という結果であり、缶については、有価物としての商品価値があるためか、町会等の集団資源回収による排出割合が若干高く、86.5%という結果であった。

集団資源回収品目のうち、新聞・雑誌、ダンボールについては、集団資源回収による排出割合が他の排出割合と比べ高いものの、紙箱、紙袋、紙パックについては、燃やせるごみと同程度の排出割合であり、古着については、燃やせるごみとしての排出割合が大半を占めている。

今後、資源ごみ収集として新たに市が分別収集すべきと思う資源物については、「ダンボール」45.1%、「新聞・雑誌」37.3%、「紙箱・紙袋」28.3%という結果であった。

なお、資源ごみの全体的な傾向として、年齢層が高くなるにつれ、集団資源回収による排出割合が高い。

(ウ) ごみの分別（出し方）について

ごみの分別については、「たまに迷う」・「よく迷う」と回答した方が71.9%という結果であった。

(エ) 収集回数について

収集回数については、「燃やせるごみ」・「プラスチック容器包装」が「現状のままで良い」との回答が75%以上であった。

「燃やせないごみ」については、「減らしても構わない」が20.5%と他の品目と比べて一番高かったが、一方で「現状のままで良い」と回答した人が75%程度であり、燃やせないごみの特性として、品目によっては一定程度の容積があり、保管場所の関係からすぐに排出したい状況も想定され、その結果「現状のままで良い」と回答した人が大半を占めたものと推測する。

また、「缶・びん・ペットボトル」は、「増やしてほしい」が25.4%と他の品目に比べ一番高かったが、概ね現状の収集回数で満足が得られていることが分かった。

(オ) ごみ袋について

「ごみ袋の価格はごみ処理手数料の一部」であることについては、「知らなかった」と回答した方が28.7%となっており、3割近い方は、単なる袋の製作費用と認識していたようである。

(カ) 小型家電について

「小型家電のリサイクルに関心がある」と回答した方は、64.8%となっている。その反面、公共施設に小型家電の回収ボックスを設置し、無料で試験回収を行っていることについて「知っていた」と回答した方は、33.7%であり、試験回収については5月下旬から6月にかけて広報誌、テレビ、ラジオ、新聞記事、町会等の回覧により、PRしたものの市民全体の周知には至っていないとの結果が得られた。

今回の調査で、多くの市民がごみ減量化・リサイクルに高い関心を持っていることがわかった。

特に、ごみの減量・資源の節減につながるとの理由でマイバッグを持参するなど日頃から「環境にやさしい生活」を意識していると考えられる。

一方で、ごみの分け方について、70%以上の方が、迷う状況があるとのことで、市として、周知方法等について検討が必要であり、紙箱・紙袋等の紙類に関しては、約4割の人が燃やせるごみとして排出していることから、焼却処理量の減少に向けて、今後の課題として検討が必要である。

市民生活にとって「ごみ」は身近に感じるものであることから、今後も減量化・リサイクル推進に向け、市民に情報提供を行っていき、環境に配慮する意識を市民一人ひとりが育み、次世代に承継できるような循環型社会の形成に向けた社会システムの構築が必要と考える。

(5) 集計結果

(ア) ごみの減量やリサイクルについて

ごみの減量やリサイクルについて

区分	回答数	割合
非常に関心がある	235	28.4%
やや関心がある	510	61.5%
あまり関心がない	68	8.2%
全く関心がない	6	0.7%
わからない	10	1.2%

ごみの減量やリサイクルへの取組みについて実行しているもの（複数回答可）

区分	回答数	割合
過剰包装は断る	413	50.1%
使い捨て商品を購入しない	310	37.6%
詰め替え商品の購入	621	75.4%
マイバッグを持参し、レジ袋を断る	744	90.3%
フリーマーケット・リサイクルショップの利用	108	13.1%
食材の買いすぎを控える	401	48.7%
生ごみは水切りをする	552	67.0%
電気製品・衣料品は修理する	280	34.0%
一時的なものはレンタル・中古品の利用	99	12.0%
その他	15	1.8%

生ごみの処理方法について

区分	回答数	割合
全て自家処理により、資源化している	33	4.0%
一部収集に出し残りは資源化している	83	10.1%
全て収集に出している	703	85.6%
その他	2	0.3%

(イ) 資源ごみについて

資源ごみの排出方法について

(缶・びん・ペットボトル)

区分	缶		びん		ペットボトル	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
市の資源ごみ収集	679	86.5%	705	90.6%	743	97.0%
町会等の集団資源回収	65	8.3%	32	4.1%	—	—
専門の回収業者	11	1.4%	7	0.9%	—	—
古物問屋へ自己搬入	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%
燃やせるごみ	0	0.0%	0	0.0%	4	0.6%
燃やせないごみ	23	2.9%	22	2.8%	16	2.1%
ほとんど排出されない	3	0.4%	9	1.2%	1	0.1%
その他	3	0.4%	2	0.3%	1	0.1%

(プラスチック容器包装)

区分	回答数	割合
市の資源ごみ収集	687	93.1%
スーパー等の店頭回収	8	1.1%
古物問屋へ自己搬入	2	0.3%
燃やせるごみ	19	2.6%
燃やせないごみ	15	2.0%
ほとんど排出されない	3	0.4%
その他	4	0.5%

(紙類)

区分	新聞・雑誌		ダンボール		紙箱・紙袋など		紙パック	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
町会等の集団資源回収	430	56.1%	517	67.0%	328	44.1%	277	37.6%
専門の回収業者	266	34.7%	151	19.5%	92	12.4%	49	6.7%
スーパー等の店頭回収	—	—	—	—	—	—	86	11.7%
古物問屋へ自己搬入	6	0.8%	6	0.8%	2	0.3%	1	0.1%
燃やせるごみ	29	3.8%	45	5.8%	288	38.7%	286	38.9%
燃やせないごみ	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	3	0.4%
ほとんど排出されない	24	3.1%	30	3.9%	24	3.2%	18	2.4%
その他	12	1.5%	23	3.0%	7	0.9%	16	2.2%

(古着)

区分	回答数	割合
町会等の集団資源回収	9	1.2%
専門の回収業者	13	1.8%
古物問屋へ自己搬入	42	5.7%
燃やせるごみ	574	78.5%
燃やせないごみ	5	0.7%
ほとんど排出されない	59	8.1%
その他	29	4.0%

(廃食油)

区分	回答数	割合
専門の回収業者	19	2.7%
スーパー等の店頭回収	44	6.2%
燃やせるごみ	421	59.4%
燃やせないごみ	12	1.7%
ほとんど排出されない	173	24.4%
その他	40	5.6%

今後、資源ごみ収集として新たに市が分別収集をすべきと思う資源物について（複数回答可）

区分	回答数	割合
新聞・雑誌	231	37.3%
ダンボール	279	45.1%
紙箱・紙袋	175	28.3%
紙パック	104	16.8%
古着	166	26.8%
廃食油	149	24.1%
生ごみ	46	7.4%
その他	20	3.2%

(ウ) ごみの分別（出し方）について

ごみの分別（出し方）について

区分	回答数	割合
迷わない	220	28.1%
たまたま迷う	515	65.9%
よく迷う	47	6.0%

(エ) 収集回数について

収集回数について

区分	燃やせるごみ		燃やせないごみ		プラスチック容器包装		缶・びん・ペットボトル	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
増やしてほしい	66	8.4%	35	4.5%	113	14.4%	200	25.4%
減らしても構わない	19	2.4%	161	20.5%	40	5.1%	43	5.4%
現状のままで良い	701	89.2%	588	75.0%	631	80.5%	545	69.2%

(オ) ごみ袋について

ごみ袋の価格は、袋の製作費用ではなく、ごみ処理に係る費用の一部をごみ処理手数料としていることについて

区分	回答数	割合
知っていた	403	49.0%
仕組みはよくわからないが聞いたことがある	183	22.3%
知らなかった	236	28.7%

(カ) 小型家電について

小型家電リサイクルへの関心の有無

区分	回答数	割合
非常に関心がある	134	16.3%
やや関心がある	397	48.5%
あまり関心がない	236	28.8%
全く関心がない	17	2.1%
わからない	35	4.3%

小型家電を公共施設の回収ボックスにおいて、無料で試験回収していることについて

区分	回答数	割合
知っていた	277	33.7%
知らなかった	544	66.3%

4 計画策定までの経過

(1) 経過

平成25年6月	ごみ処理に関する市民アンケート調査の実施
平成25年11月	廃棄物減量等推進審議会開催 ・計画策定についての説明
平成26年8月	廃棄物減量等推進審議会開催 ・計画素案についての諮問
平成26年10月	廃棄物減量等推進審議会開催 ・計画素案に係る調査・審議
平成26年11月	廃棄物減量等推進審議会開催 ・計画素案についての答申 計画案決定
平成27年1月	パブリックコメント手続の実施 民生常任委員会への計画案報告
平成27年3月	計画策定

(2) 函館市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：平成25年5月1日～平成27年4月30日

区分	氏名	役職名等	備考
1 学識経験のある者（条例第4条第1項第1号）	大久保 孝 樹	函館工業高等専門学校 教授	会長
	畑 井 朝 子	函館短期大学 教授	(H26.3.31まで)
	鈴 木 真由美	函館短期大学 助教	(H26.6.6から)
2 関係団体の関係者（条例第4条第1項第2号）	間 瀬 道 宏	函館再生資源事業協同組合 理事長	(H26.2.26まで)
	長 南 武 次	函館再生資源事業協同組合 理事長	(H26.2.26から)
	小 貫 恭 也	函館消費者協会 事務局長	副会長
	米 坂 章	連合北海道函館地区連合会 事務局長	(H26.7.28まで)
	八木橋 正 典	連合北海道函館地区連合会 副事務局長	(H26.7.28から)
	時 田 真 一	函館青年会議所 会員拡大委員会 委員	
	山 本 正 子	函館市町会連合会 常任理事（環境部長）	(H26.6.26まで)
	松 崎 静 江	函館市町会連合会 理事（環境副部長）	(H26.6.26から)
	藤 島 浩	社団法人北海道中小企業家同友会函館支部 副幹事長	
	久 保 俊 幸	函館清掃事業協同組合 理事長	
3 その他市長が必要と認める者（条例第4条第1項第3号）	三 浦 孝 之	生活協同組合コープさっぽろ函館地区本部 本部長	(H26.10.27まで)
	星 智 昭	生活協同組合コープさっぽろ函館地区本部 本部長	(H26.10.27から)
	土 井 育 雄	株式会社ダイエー北海道事業統括部函館事業部 事業部長	
	佐々木 文 子	函館市生活学校連絡協議会 会長	(H26.7.1まで)
	富 樫 絹 子	函館の環境を考える会（エコネットはこだて）	(H26.7.31から)
	亀 井 百合子	公募	
	清 水 さゆみ	公募	
	関 根 捷 一	公募	

(敬称略)

5 用語集

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

【か行】

拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を併せた生活排水を処理する浄化槽。これに対し、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称。エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に対し消費者からの引取りおよび引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けている。（平成10年法律第97号）

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計

画。平成6年に第1次計画，平成12年に第2次計画，平成18年に第3次計画，平成24年に第4次計画が閣議決定された。

環境基本法

環境の保全について，基本理念を定め，ならびに国，地方公共団体，事業者および国民の責務を明らかにするとともに，環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより，環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。（平成5年法律第91号）

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり，環境に関する方針や目標等を自ら設定し，これらの達成に向けて取り組むための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。

小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況から，使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより，廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図り，生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律。（平成24年法律第57号）

【さ行】

サーマルリサイクル

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し，廃棄物発電をはじめ，施設内の暖房・給湯，温水プール，地域暖房等に利用している例がある。リユース，マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから，循環型社会形成推進基本法では，原則としてリユース，マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。

最終処分

廃棄物は，資源化または再利用される場合を除き，最終的には埋立処分または海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており，大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設を最終処分場という。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律の略称。製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、使用済製品の自主回収・リサイクル、製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった3Rに関するさまざまな取組を促進することにより、循環経済システムの構築を目的とする法律。（平成3年法律第48号）

指定法人

容器包装リサイクル法第21条の規定により、再商品化業務を適正かつ確実に行うことができると認められ、主務大臣によって指定される法人。（公財）日本容器包装リサイクル協会が唯一指定を受けている。

集団資源回収

町会・自治会、学校・PTAおよび老人クラブ等が、回収品目、回収日時、回収方法などを定めて資源物を自主的に集め、資源回収業者が引き取る活動。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。平成15年に第1次計画、平成20年に第2次計画、平成25年に第3次計画が閣議決定・国会報告された。同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めている。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則，関係主体の責務を定めるとともに，循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。（平成12年法律第110号）

3 R

Reduce（リデュース＝排出抑制），Reuse（リユース＝再使用），Recycle（リサイクル＝再資源化）の3つの頭文字をとったもの。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では，ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え，同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖，脳，免疫系などに対して生じ得る影響が懸念され，研究が進められているが，日本において日常の生活の中で摂取する量では，急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお，これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

中間処理

収集したごみの焼却，下水汚泥の脱水，不燃ごみの破碎，選別などにより，できるだけごみの体積と重量を減らし，最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに，鉄やアルミ，ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し，有効利用する役割もある。

【は行】

廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略称。廃棄物の排出を抑制し，およびその適正な分別，保管，収集，運搬，再生，処分等の処理をし，生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で，廃棄物処理施設の設置規制，廃棄物処理業者に対する規制，廃棄物処理に係る基準等を内容とする。（昭和45年法律第137号）

ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質（PM）のうち，燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

函館市地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき，市民の生命，身体および財産を災害から守ることを目的として，昭和38年12月に策定され，最近では平成26年6月に改訂された。

函館市環境基本計画

函館市環境基本条例の基本理念である良好な環境の将来の世代への継承および持続的に発展する社会の構築などの着実な実現に向け，環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的に，平成13年に第1次計画，平成22年に第2次計画が策定された。

函館市環境教育・環境学習推進基本方針

本市が推進する環境教育・環境学習に関し基本的方向を明確にし，環境学習を実践する際のノウハウを整理するため，平成17年3月に策定された。

函館市震災廃棄物処理計画

「函館市地域防災計画」を補完し，市民・事業者・行政の連携により震災廃棄物をできる限り計画的，効率的かつ安全に処理することを目的に平成20年4月に策定された。

函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本市の地域特性に応じた地球温暖化対策を総合的・効果的に推進するため，平成23年3月に策定された。

バグフィルタ

ろ布と呼ばれる織布や不織布を用いて処理ガス中のばいじんをろ過捕集する集塵装置。

【や行】

容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の略称。

一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため，家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について，消費者は分別して排出する，市町村は分別収集する，容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律。（平成7年法律第112号）

【ら行】

リサイクル (Recycle)

再資源化のこと。廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

リデュース (Reduce)

発生抑制のこと。廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要とされる。

リユース (Reuse)

再使用のこと。いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、①あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。